

2011年度 同志社大学大学院司法研究科 入学試験

公 法 (憲法)

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙への使用は認めない。修正液、修正テープ、シャープペンシルの使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、4枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2011年度 同志社大学大学院 司法研究科

入学試験問題 法律科目試験

(憲 法)

第1問 (配点：50点)

宗教とかかわり合いをもつ国家行為（公権力の活動）が政教分離規定（憲法20条1項後段、20条3項、89条）に違反するか否かを審査する際の判断の枠組み（ないし違憲審査基準）について述べなさい。

第2問 (配点：50点)

上記の第1問であなたが採用した「判断の枠組み（ないし違憲審査基準）」を用いて、次の（ア）および（イ）の行為は政教分離規定に違反するか否か（合憲か違憲か、および、その理由）について述べなさい。

なお、訴訟形式の問題については言及しなくてよい。

（ア）A県知事が、靖国神社の挙行する例大祭に際して、毎年、6000円を玉ぐし料として、公金（税金）から支出する行為。

（イ）B内閣総理大臣が、8月15日に靖国神社において、次のような態様（①+②+③）の参拝を行う行為。

①「内閣総理大臣B」と記帳し、②一礼し、③供花料として10000円を私費から支出するという態様。

2011年度 同志社大学大学院司法研究科
入学試験

公 法
(行政法)

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙への使用は認めない。修正液、修正テープ、シャープペンシルの使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、1 頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、2 枚 1 組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている 2 枚目の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 携帯電話や PHS 等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机の上には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机の上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2011年度 同志社大学大学院 司法研究科

入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

問題 (配点：50点)

次の事例を読んで、以下の問いに答えなさい。なお、参照条文も参照すること。

〔事例〕

2018年のFIFAワールドカップ招致に成功した日本は、スタジアムの新規建設等に着手した。国土交通大臣は、その一環として、交通の便を確保するため、スタジアム近辺における高速道路の延伸と、インターチェンジ建設を行うこととして、土地収用法に基づき事業認定を行った。そこで、事業地(起業地)内に住居を所有するXが、自らの意に反して土地・建物を収用されないよう、事業認定の取消しを求める訴えを提起したところ、被告側は、次のように主張した。

「土地収用法20条3号・4号の要件は、極めて概括的であり、処分庁に広範な専門技術的・政策的裁量を認めている。国際大会開催に対応した事業に関する、複雑な諸利益の衡量については、その性質上、処分庁である国土交通大臣の裁量に任せるのでなければ、とうてい適切な結果を期待することができない。事業認定が裁量濫用として違法とされるのは、①前記要件の認定に関する大臣の判断が全く事実の基礎を欠く場合、及び②事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により、前記要件の認定に関する大臣の判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかである場合に限られる。」

問 上記の被告側の主張について、行政裁量に関する近年の判例の動向を考慮しながら、あなたの考えを述べなさい。

〔参照条文〕

土地収用法

(事業の認定の要件)

第20条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

一 事業が第3条各号の一に掲げるものに関するものであること。

[注：事例における道路建設の事業は、土地収用法3条1号にいう「道路法……による道路」に関する事業に該当する。]

二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。

三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。

四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。